

平成 2 8 年度

第 9 回千葉市農業委員会農地部会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会農地部会議事録

平成28年12月27日、千葉市農業委員会農地部会長 鈴木 武夫は、平成28年度第9回農地部会を千葉中央コミュニティセンター2階第28会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	11件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	2件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）	2件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	15件
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第7号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	7件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	18件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	41件
報告第4号	地目変更について	11件
報告第5号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（5条）	1件

<出席委員>（15名）

1 番 橋 本 泉
4 番 笠 川 泰 雄
7 番 中 島 賢 治
9 番 宮 崎 一 雄
11 番 浅 尾 孝
13 番 竹 下 洋 一
15 番 石 橋 幹 男
17 番 小 川 隆 良

3 番 小 林 正 明
6 番 鈴 木 武 夫（農地部会長）
8 番 猪 野 幹 夫
10 番 蛭 田 浩 文
12 番 大 塚 久（職務代理者）
14 番 長谷川 功
16 番 高 澤 義 信

<欠席委員>（2名）

2 番 長谷部 衡 平

5 番 武津岡 広 治

<事務局説明員>

事務局長 朝 生 智 明
次長補佐 堀 明 徳
農地指導班 江 澤 裕 明

次 長 岡 本 茂 之
農地審査班長 福 島 悟

議長
(鈴木武夫部会長)

開 会（午後１時３０分）

ただ今から平成２８年度第９回農地部会を開会いたします。

本日の出席委員は、１７名中、１５名出席ですので、会議は成立しております。

日程第１の議事録署名人の選任の件でございますが、議席番号順となっておりますので、私から指名させていただきます。

１１番・「浅尾 孝」委員

１２番・「大塚 久」委員

のご両名をお願いいたします。

それでは、日程第２の議事に入らせていただきます。

はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」第１項から第３項を上程いたします。

第１分科会委員長、ご説明願います。

第１分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

はじめに第１項です。

お手元の資料の１－１をご参照ください。

本案件は若葉区古泉町在住の方が中央区弁天２丁目在住の方が所有する若葉区古泉町の農地を、経営規模の拡大のため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に、第２項です。

お手元の資料の１－２をご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区生実町に在住の方々が同区同町の方が所有する同区同町の農地を、経営規模拡大のため、贈与により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。

次に、第3項です。

お手元の資料1－3をご参照ください。

本案件は、若葉区千城台西1丁目在住の方が、さいたま市浦和区、愛知県瀬戸市在住の方々が所有する若葉区貝塚町の農地を、経営規模拡大のため、売買により取得するものです。

申請地の取得後の作目は、いちじくを予定しております。

続きまして第4項ですが、議案第3号第1項及び議案第4号第1項との関連案件ですので、後程併せてご説明いたします。

第1項から第3項について、第1分科会としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第1号は第1項から第3項について許可と決定いたします。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」並びに関連案件であります議案第3号第2項「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）及び議案第4号第2項「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について（一時転用）」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。

なお、第1項から第7項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

はじめに、第1項です

お手元の資料の2-1をご参照願います。

本案件は、車両置場用地及び資材置場用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は千葉市立更科小学校から東へ 約500mに位置する農地です。

農地区分は、小集団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は山林と農地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲に鋼板塀を設置し土砂の流出を防止します。

次に、第2項から第7項です

お手元の資料の2-2～7をご参照願います。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、売買により取得するものです。

申請土地は、千葉明德短期大学から南へ 約350mに位置する農地です。

農地区分は、一部は市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから、第2種農地、一部は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は宅地と農地が混在しております。

被害防除は、排水につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設で流出抑制後、雨水管に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第8項です。

お手元の資料の2-8をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものです。

申請土地は、千葉市立菅田東小学校から東へ約350mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第9項です

お手元の資料の2-9をご参照願います。

本案件は、専用住宅用地とするため、贈与により取得するものです。

申請土地は、県立犢橋高等学校から北へ約600mに位置する農地です。

農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、道路側溝に接続します。

また、周囲にブロックを設置し土砂の流出を防止します。

次に、第10項です

お手元の資料の2-10をご参照願います。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設

定するものです。

申請土地は、千葉市立川戸小学校から北へ約 350 m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲にフェンスを設置します。

次に、第 11 項です

本項は議案書 9 ページの議案第 3 号第 2 項及び議案書 11 ページの議案第 4 号第 2 項との関連案件となります。

お手元の資料の 2-11、3-2、4-2 をご参照願います。

本案件は、天然ガス井用地とするため、地上権を設定するものです。

本件は、既存施設の改修のための作業用地として、平成 28 年度第 3 回農地部会にて現地調査を行い、一時転用許可を得ておりますが、今般ガス井建設用地及びそのための作業用地とするため、計画を変更するものであります。

申請土地は、千葉市立みつわ台南小学校から南へ約 600 m に位置する農地です。

農地区分は、市街地化の見込まれる区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断しました。

被害防除は、排水関係につきましては、雨水を自然浸透で処理します。

また、周囲にフェンスを設置します。

第 1 分科会としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

事務局より、補足説明をお願いします。

事務局

第 1 項から第 7 項について、分科会での主な質疑や意見について補足説明させていただきます。

初めに第 1 項ですが、事業形態や免許についてご質問が

ありました。

事業者は廃棄物の収集運搬業の免許を持っていますが、申請地において廃棄物の持ち込みや処理はせず、事業者の従業員が申請地に自家用車で出勤し、トラックや営業車に乗り換えて業務に当たるためのあくまで駐車場及び業務で使用するコンテナ置き場として使用すると事業者より説明がありました。

次に、第2項から第7項についてですが、工事車両の進入経路や雨水排水の流出経路についてご質問がありました。

工事車両につきましては、できるだけ住宅地を通らないように、埋蔵文化財センター側の幅員の狭い道路から大型車両を少なくしての搬入を考えているとのことで、通学時間帯などを避けるなどの詳細については工事着手前に地元自治体と協議し、地域に配慮した形で行うことを指導しました。

また、雨水排水につきましては、申請地を埋め立てることによって周囲の道路より高くなることから、各宅地に設けられた浸透施設からあふれ出たものが申請地内に新設する道路内の雨水管より敷地外の雨水管に流れ出る計画となっています。

補足説明は以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長及び事務局からの説明について、質問、意見等ございますか。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等無いようですので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号及び議案第3号第2項は許可、議案第4号第2項は承認と決定いたしま

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

議長
(鈴木武夫部会長)

す。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」、並びに、関連案件であります議案第1号第4項及び議案第4号第1項を一括して上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

ご説明いたします。

第1項ですが、議案第1号第4項及び議案第4号第1項と関連しますので、一括して御説明いたします。

まず、10ページをご覧ください。

本件は、平成26年9月に農地部会で御審議をいただき、許可を行った、緑区大木戸町における営農型太陽光発電設備設置の、計画変更に係る案件です。

資料1-4、3-1、4-1の位置図をご覧ください。申請地は、外房有料道路大木戸インターチェンジの南約500mに位置する農地です。

農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

変更点は、当初計画した太陽光発電設備用地の空スペースに太陽光パネルを増設するというものです。

太陽光パネル下部での作目、一時転用期間の変更はありません。

今回新たに設置する太陽光パネルの合計面積が、議案書2ページの議案第1号第4項の区分地上権設定面積となり、また、支柱の合計面積が、議案書9ページの議案第3号第1項の第5条一時転用面積となります。

第1分科会としましては、いずれも申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当・承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等ございますか。

橋本委員	第 1 項について、申請地は農用地ではないのですか。
事務局	申請地は農用地でないことを農政課に確認済みです。
橋本委員	申請者はパネルの下で何を作る予定ですか。
事務局	花を作ります。
橋本委員	国の通知によると、パネル下部の収穫量が周辺農地の平均の 2 割を下回らないようにするよう規定されているが、それについて、事務局はどのようにチェックしているのか。
事務局	作目ごとに判断しています。千葉市では毎年 2 月に営農の報告書が提出され、農業委員による現地立ち合いにて確認します。
議長 (鈴木武夫部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 第 1 分科会委員長の説明のとおり、許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。
議長	——— 挙手 ———
議長 (鈴木武夫部会長)	賛成全員でございますので、議案第 1 号第 4 項及び議案第 3 号第 1 項は許可、議案第 4 号第 1 項は承認と決定いたします。 次に、議案第 5 号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 第 1 分科会委員長、ご説明願います。
第 1 分科会委員長 (宮崎一雄委員長)	ご説明いたします。第 1 項から第 15 項です。 本案件は、千葉南税務署管内の 20 年経過予定案件です。

第1項は、橋本 泉委員、第2項から第4項は、石井 一也委員、第5項から第8項は、浅尾 孝委員、第9項から第11項は、小川 正義委員、第12項から第15項は、野崎 好知委員が、それぞれ現地調査を行いました。

その結果、第15項の一部が不耕作地になっていた以外は、すべて農業相続人自ら耕作の用に供していることを確認いたしました。

担当委員から現地調査結果報告書が農地部会長あてに提出されております。

第1分科会といたしましては、この内容で千葉南税務署へ報告することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、この内容で千葉南税務署へ報告することについて、承認とすることに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。

次に、議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

本案件は、地元農業委員による現地調査案件です。

第1項です。農地基本台帳及び12月6日の現地調査により、買取り申出者の母が農業の主たる従事者であることを、浅尾 孝委員に確認していただきました。

このことについて、農地部会長あてに現地調査結果報告書が提出されております。

第1分科会といたしましては、特に問題はないものと判断し、主たる従事者証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの、第1分科会委員長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1分科会委員長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。

次に、議案第7号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。

第1分科会委員長、ご説明願います。

第1分科会委員長
(宮崎一雄委員長)

ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。

第1項から第6項は、千葉みらい農業協同組合の実施する農地利用集積円滑化事業に係る案件のため、一括してご説明します。

第1項から第4項は、義務者が同一のため、一括してご説明します。

農地利用集積円滑化団体の千葉みらい農業協同組合が、花見川区武石町在住の方の所有する同町の畑2筆、合計面積1,563㎡を賃借にて借り上げ、同町の農家2名の方に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間はいずれも3年です。

第5項及び第6項は、同じく千葉みらい農業協同組合が緑区土気町在住の方の所有する、同町の田3筆、合計面積3,594㎡を同区板倉町の農地所有適格法人に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第7項は、若葉区小間子町在住の農家の方が佐倉市西御門在住の方の所有する、同町の畑2筆、合計面積6,941㎡に引き続き賃借権を設定するもので、設定期間は3年です。

第1項から第7項までの合計面積 12,098㎡です。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地のすべてを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

議長
(鈴木武夫部会長)

第1分科会といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

ありがとうございました。

ただ今の第1分科会委員長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

——— 質問・意見等なし ———

質問、意見等ないので、採決いたします。

第1項から第7項について、第1分科会委員長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(鈴木武夫部会長)

賛成全員でございますので、議案第7号は、原案どおり決定いたします。

以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局

報告案件について、ご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており

ましたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の２３ページをご覧ください。
報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出について」は、議案書の２６ページまでに１８件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の２７ページをご覧ください。
報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」は、議案書の３２ページまでに４１件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の３３ページをご覧ください。
報告第４号「地目変更について」は、１１件ございました。農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

続きまして、議案書の３４ページをご覧ください。
報告第５号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、１件ございました。内容につきましては、１１月の農地部会で審議されたもので、１２月２日に諮問し、同日に開催された千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

報告案件につきましては、以上でございます。

議長
(鈴木武夫部会長)

ただいまの報告第１号から第５号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

———— 質問・意見等なし ————

質問、意見等無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、平成２８年度第９回農地部会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （午後 １４時０５分）